



2026 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高田 和彦
(コード番号 5911 東証プライム)
問合せ先 企画室長 清川 昇悟
(TEL 03-3453-4111)

株式会社ビーアールホールディングス株券等（証券コード:1726）に 対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社横河ブリッジホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 2 月 4 日付の取締役会決議により、株式会社ビーアールホールディングス（証券コード:1726、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2026 年 2 月 4 日付の取締役会決議により、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（注 1）の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注 1）対象者から報告を受けた 2025 年 12 月 31 日現在残存する行使可能な本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第 1 回新株予約権	400 個	80,000 株
第 2 回新株予約権	480 個	96,000 株
第 3 回新株予約権	480 個	96,000 株
合計	1,360 個	272,000 株

公開買付者は、本公開買付けにおいて 29,659,800 株（所有割合（注 2）：65.15%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（29,659,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することに

より、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（29,659,800株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（29,659,800株）については、本基準株式数（45,524,628株、以下に定義します。）に係る議決権の数である455,246個に3分の2を乗じた数（303,498個（小数点以下を切り上げ））に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（30,349,800株）から、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、対象者の子会社の取締役又は対象者の社員持株会に付与された対象者の譲渡制限付株式（注3）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、対象者の取締役5名が所有する株式数（本日現在690,000株）を控除した29,659,800株（注4）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を完全子会社とすることを目的としているところ、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権の数及び本譲渡制限付株式のうち対象者の取締役が所有する譲渡制限付株式に係る議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2025年11月12日に提出した第24期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（45,795,000株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存する行使可能な本新株予約権（1,360個）の目的となる対象者株式の数（272,000株）を加算した株式数（46,067,000株）から、対象者が2025年11月7日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（522,372株）及び2025年12月15日に対象者の前代表取締役社長であり現在は故人である藤田公康氏（以下「藤田氏」といいます。）が対象者の取締役を退任したことにより本譲渡制限付株式に係る割当契約書の規定に基づき無償取得した譲渡制限付株式数（20,000株）を控除した株式数（45,524,628株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3）本日現在の本譲渡制限付株式の合計数は1,101,900株（所有割合：2.42%）、対象者の取締役が所有する譲渡制限株式数は690,000株（所有割合：1.52%）、対象者の子会社の取締役が所有する譲渡制限株式数は333,600株（所有割合：0.73%）、対象者の社員持株会が所有する譲渡制限株式数は78,300株（所有割合：0.17%）です。

（注4）本譲渡制限付株式は譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2026年2月4日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役5名は本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）に賛同する見込みであると公開買付者は考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するに際して、これらの本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有する株式数に係る議決権の数を控除しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の株主であり藤田氏の親族である、藤田絢子氏（本日現在の所有株式数：106,000株、所有割合：0.23%）、藤田有紀子氏（本日現在の所有株式数：116,000株、所有割合：0.25%）、阿戸翔子氏（本日現在の所有株式数：61,000株、所有割合：0.13%）、藤田萌子氏（本日現在の所有株式数：116,000株、所有割合：0.25%）、藤田絢子氏が代表取締役であるトウショウアセットマネジメント株式会社（以下「トウショウアセットマネジメント」といいます。所有株式数：4,040,000株、所有割合：8.87%）、藤田恵子氏（本日現在の所有株式数：116,200株、所有割合：0.26%）、藤田浩正氏（本日現在の所有株式数：160,000株、所有割合：0.35%）、藤田麻友子氏（本日現在の所有株式数：107,000株、所有割合：0.24%）、及び遠藤祐子氏（本日現在の所有株式数：305,800株、所有割合：0.67%）との間で、それぞれが所有する対象者株式の全て（合計数：5,128,000株（注5）、所有割合：11.26%）を本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。また、藤田氏の法定相続人5名全員（藤田浩子氏、藤田絢子氏、藤田有紀子氏、阿戸翔子氏及び藤田萌子氏）との間では、藤田氏が所有していた対象者株式（1,889,800株（藤田氏が所有していた本譲渡制限付株式のうち譲

渡制限が解除された 300,000 株を含みます。)、所有割合：4.15%) 及び対象者の新株予約権 700 個 (140,000 株、所有割合：0.31%) を本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。(以下、藤田絢子氏、藤田有紀子氏、阿戸翔子氏、藤田萌子氏、トウショウアセットマネジメント、藤田恵子氏、藤田浩正氏、藤田麻友子氏、遠藤祐子氏及び藤田浩子氏を併せて、「本応募合意株主」といい、公開買付者と本応募合意株主との間の合意を「本応募合意」といいます。)

(注5) 5,128,000 株のうち、藤田絢子氏、藤田有紀子氏、阿戸翔子氏及び藤田萌子氏が所有する対象者株式数には、藤田氏が所有していた対象者株式数 (1,889,800 株) 及び対象者の新株予約権に係る株式数 (140,000 株) は含まれておりません。

本応募合意の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て (ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本譲渡制限付株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続 (以下「本スクイズアウト手続」といいます。) を実施することを予定しております。

なお、対象者が 2026 年 2 月 4 日付で公表した「株式会社横河ブリッジホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。) によれば、対象者は、2026 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者 (以下「本新株予約権者」といいます。) の皆様に対して応募を推奨することを決議したとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役 (監査等委員である取締役を含む) 全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1907 年 2 月に横河民輔氏が横河橋梁製作所を国内最初の橋梁・鉄骨専業メーカーとして創業しており、1918 年 5 月に株式会社に組織を変更し、1991 年 10 月に商号を株式会社横河橋梁製作所から株式会社横河ブリッジに変更しました。また、2007 年 8 月に純粋持株会社体制へ移行し商号を株式会社横河ブリッジホールディングスに変更いたしました。公開買付者は、その株式を 1952 年 6 月に東京店頭市場に公開し、1961 年 10 月に東京証券取引所市場第二部へ上場、1962 年 8 月には東京証券取引所市場第一部へ上場し、2022 年 4 月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本日現在においては東京証券取引所プライム市場に移行しております。

公開買付者のグループは、本日現在、公開買付者、連結子会社 5 社、持分法適用会社 1 社及び持分法を適用していない非連結子会社 2 社の 9 社 (以下「公開買付者グループ」といいます。) で構成されております。公開買付者は、「社会公共への奉仕と健全経営」の企業理念のもと、持株会社としてグループの有機かつ効率的な統括を図り、事業会社の事業担当分野における経営の主体性を明確にするとともに、事業会社間の調整を行い、経営の連携を高めることを基本的な役割としております。公開買付者グループは、橋梁をはじめとする鋼構造物の設計・製作・現場施工と、それに関連する事業を主たる業務としており、事業内容及び公開買付者グループ内の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

<橋梁事業>

公開買付者の連結子会社である株式会社横河ブリッジ (以下「横河ブリッジ」といいます。) は、新設橋梁の設計・製作・現場施工及び既設橋梁の維持補修を主に行っております。公開買付者の連結子会社である株式会社横河 NS エンジニアリング (以下「横河 NS エンジニアリング」といいます。) 及び

公開買付者の連結子会社である株式会社檜崎製作所（以下「檜崎製作所」といいます。）は、新設橋梁の設計・製作・現場施工を主に行っております。

<システム建築事業>

公開買付者の連結子会社である株式会社横河ブリッジシステム建築（以下「横河ブリッジシステム建築」といいます。）は、システム建築（y e s s 建築）（注１）の設計・製作・現場施工を行っております。

（注１）「システム構築（y e s s 建築）」とは、建物を構成する部材（骨組み・屋根・外壁・建具などを『標準化』することにより、『建築生産プロセス』を『システム化』し、『商品化』した建築を意味します。y e s s（Yokogawa Engineered Structure System）建築は横河ブリッジシステム建築が提供する製品ブランドです。

<エンジニアリング事業>

横河NSエンジニアリングは、トンネル用セグメントなどの地下構造物の設計・製作及び海洋構造物・港湾構造物の設計・製作を行っております。

横河ブリッジは、超高層ビル等の鉄骨の建方及び鍛冶工事（注２）、コンクリート製品の製作・建方工事、可動建築システム（YMA）（注３）の設計・製作・現場施工及び太陽光発電システムの現場据付を行っております。檜崎製作所は、環境事業として建設汚泥、重金属、漁業関連排水、産廃関連排水等の水処理事業を行っております。

（注２）「建方及び鍛冶工事」とは、鉄骨造の現場において、クレーン等を用いて柱・梁（構造材）を組立て、鉄骨の接合部を溶接やボルトで接合し、建物の骨組みを完成させる工事を意味します。

（注３）「可動建築システム（YMA）」とは、開閉式の屋根や可動上屋、大型可動扉など、移動・開閉する建築物のシステムを意味します。YMA（Yokogawa Movable Architecture）は横河ブリッジが提供する可動建築システムの製品ブランドです。

<先端技術事業>

横河ブリッジは、永年の橋梁事業で蓄積されたCAD・CAM技術（注４）、設計技術、解析技術を駆使して、精密機器製造事業として液晶パネル・有機ELパネル・半導体製造装置向け高精度フレーム（架台）等の生産を行っております。公開買付者の連結子会社である株式会社横河ブリッジ技術情報は、幅広い分野に向けてのソフトウェア開発等の情報処理事業を行っております。

（注４）「CAD・CAM技術」とは、CADはComputer Aided Design（コンピューター支援設計）の略であり、CAMはComputer Aided Manufacturing（コンピューター支援製造）の略であり、製品の設計（CAD）から製造（CAM）までの一連の工程をコンピューターで行うシステムと技術を意味します。

また、公開買付者グループは、2025年5月14日付で公表した「第7次中期経営計画」（2025年度から2027年度まで、以下「本中期経営計画」といいます。）において、「成長分野へのグループ経営資源の積極投入と収益構造の強靱化」を基本方針としております。本中期経営計画において、基幹事業の戦略は、（i）橋梁事業においては、保全事業を中心とした領域拡大、デジタル化推進による安全性・品質・生産性の向上、（ii）システム建築事業においては、商品価値向上とマーケティング戦略に基づくシェアの維持拡大、（iii）エンジニアリング事業においては、新規分野（原子力発電・洋上風力発電・港湾リニューアル・防衛関連施設）への積極的な進出としております。また、経営基盤の戦略としては、ヒト、モノ、技術、資金と事業戦略の連動を掲げております。これらの取り組みにより、公開買付者グループは、本中期経営計画の最終年度である2027年度3月期の目標として、売上高2,000億円、営業利益185億円、ROE10%以上を目指しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、鉄道用砂利供給及び一般土木向け砂利供給を事業目的として鉄道砂利工業株式会社（現 極東興和株式会社）として1948年3月に創業され、1954年6月に極東工業株式会社に社名変更し、1955年2月にプレストレストコンクリート（以下「PC」とい

います。) (注5) 橋梁工事に進出し、主力事業として拡大してきたとのことです。対象者株式については、1999年12月に広島証券取引所に極東工業株式会社の株式を上場し、2000年3月に広島証券取引所の吸収合併に伴い、東京証券取引所市場第二部に株式を上場したとのことです。その後、2002年6月に持株会社体制への移行を目的とした株式移転により対象者が設立され、同年9月に対象者の普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場したとのことです。さらに、2016年3月に東京証券取引所市場第一部に指定替えし、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、本日現在において、東京証券取引所プライム市場に移行しているとのことです。

(注5)「プレストレストコンクリート」とは、あらかじめ圧縮応力を作用させることによって、荷重による引張力を打ち消し、ひびわれを生じさせない構造としたコンクリートのことです。

対象者のグループは、本日現在、持株会社としてグループ内子会社の経営管理及び対象者が保有する不動産の賃貸管理を行う対象者及び連結子会社5社(極東興和株式会社、東日本コンクリート株式会社、豊工業株式会社、キョクトウ高宮株式会社及びケイ・エヌ情報システム株式会社)の計6社(以下「対象者グループ」といいます。)で構成され、橋梁を中心とするPC工事を専門分野とする建設事業を主な事業とし、製品販売事業としてコンクリート二次製品の製造販売、情報システム事業として情報処理・ソフトウェア開発等を展開しているとのことです。

対象者グループの主な事業である建設事業の主要市場であるPC市場規模については、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会によると、総受注額(発注額)は1990年代後半から2000年代前半にかけて約5,800億円でピークを迎えたとのことです。その後、2001年以降の小泉純一郎政権下の「聖域なき構造改革」や2009年以降の民主党政権期の公共投資抑制の影響を受けて縮小に転じ、2010年には約2,200億円まで減少したとのことです。しかし、その後は交通インフラの老朽化対策や国土強靱化政策を背景に当該市場は回復基調となり、2016年以降は3,000~4,000億円台で推移しているとのことです。一方、スーパーゼネコン(注6)が豊富な資金力と技術開発力を武器に参入を強めており、対象者を取り巻く競争環境は一段と厳しさを増すと想定されるとのことです。

(注6)「スーパーゼネコン」とは、建設工事一式を請け負うゼネコンのうち、単体年間売上高が1兆円を超える国内大手5社を意味します。

PC市場において、新設橋梁は高速道路の複車線化やミッシングリンク(道路が途中で切れている未開通区間)解消に伴う一定の需要が見込まれるものの、2010年代に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故以降、市場は新設よりも補修工事が優先的に発注される傾向にあり、加えて、人口減少に伴う受注者・発注者双方の担い手不足が深刻化していることから、補修工事が相対的に増加する見込みであり、中長期的には事業量の縮小傾向が続くものと見込まれるとのことです。

一方で、国土交通省が運営する「インフラメンテナンス情報」ポータルサイト(注7)によると、国内に約73万橋ある橋梁のうち、建設後50年以上が経過する割合は2030年に54%、2035年には65%に達すると予測されているとのことです。対象者が強みを持つ床版取替工事(注8)を含む老朽化対策としての補修・補強需要は確実に増加する見込みであり、今後も安定的な需要が期待されるとのことです。

(注7)「インフラメンテナンス情報」ポータルサイトとは、国や地方自治体が管理する社会資本(道路、橋梁、河川、港湾など)の老朽化対策やメンテナンス情報をまとめたWEBサイトを意味します。

(注8)「床版取替工事」とは、高速道路などで老朽化した鉄筋コンクリート製の床版(橋の路面部分)を、プレキャストPC床版などの耐久性の高い新しい床版に取り替える工事を意味します。

また、頻発する自然災害や気候変動への対応が社会全体の喫緊の課題となるなか、防災・減災及び国土強靱化の重要性が改めて認識され、建設業に対する期待は一段と高まっておりますが、一方で、建設資材の価格高騰や労務費の上昇、労務需給の逼迫等の事業環境は依然として厳しく、業界内では、大手建設会社を中心とした業界再編が急速に進展しており、業界構造が大きく変化しつつあるとのことです。

このような状況の中、対象者グループは、社会インフラの整備・維持を担う企業として、こうした社会的要請や厳しい経営環境に的確に対応するため、「株式価値の最大化」「効率を重視した組織運営」「コンプライアンス体制の構築」の3つの経営戦略を柱に、対象者グループのステークホルダーの皆様

に寄与するとともに、永続的な成長を目指しているとのことです。また、対象者グループは、2024 年 12 月に対象者グループが目指す長期ビジョン(以下「B r . V I S I O N 2030」といいます。))において、2030 年の目指す将来像として「インフラ整備を通じて社会に貢献し持続的に成長する企業グループ」を掲げ、「B r . V I S I O N 2030」の実現及び対象者の企業価値向上に向けた各種施策を推進しているとのことです。具体的には、(i) 新設橋梁分野のシェア向上に向けた人的リソースの再投入と受注力強化、(ii) 豊富な実績による受注拡大や、マイクロパイル工法(注 9)や K-L I P 工法(注 10)等の独自技術の活用ならびに研究機関との連携による新技術の研究開発などを通じた収益基盤を構築、(iii) 自社製品使用・生産量の増加、高採算受注の獲得による販売力強化、(iv) 既存事業で培った技術を活かした新規・新成長分野への事業領域拡大、に取り組んでいるとのことです。

(注 9)「マイクロパイル工法」とは、既設基礎の耐震補強工法として、橋梁の桁下や既存構造物に近接した場所など、厳しい施工環境に対応するために開発された杭基礎工法を意味します。

(注 10)「K-L I P 工法」とは、亜硝酸リチウムをコンクリート内部に均等に圧入し、塩害や中性化及びアルカリ骨材反応によるコンクリートの劣化を抑制する工法を意味します。

このような状況の下、公開買付者は、橋梁事業についてはコンクリート・塗装等の異工種も含めた事業領域の拡大を目指す方針を本中期経営計画において掲げており、その実現のため、本中期経営計画を公表した 2025 年 5 月以降、西日本高速道路株式会社の床版取替工事において、公開買付者とともに同じ特定建設工事共同事業体を構成している、国内有数の P C 専門メーカーである対象者とのアライアンス強化も一つの選択肢として検討しました。そのような中、2025 年 10 月 3 日に同じ特定建設工事共同事業体を構成する出資者への挨拶として対象者と面談を行う機会があり、かかる面談の場で対象者からアライアンスの検討に関して前向きな感触が得られたことから、公開買付者において、同日に、当該アライアンス強化に関する専門チーム(企画担当役員、財務 IR 室長、法務部長及び企画室長の 4 名を構成員とする。)を立ち上げ、本格的な検討を開始しました。その後の検討の中で、対象者の「人」と「技術」を重要視する経営方針、取り扱う商材の分野は異なるものの同じ「橋」を基盤とする事業領域、橋梁保全における競争力強化(技術開発、人材確保)を経営課題とする等の共通点は多いため、アライアンス強化を行うのではなく、対象者の買収を通じて参入を行うことで、迅速に本中期経営計画の実現が可能になると考え、より大きなシナジーが見込めるとの考えに至ったことから、2025 年 11 月 14 日に対象者に対して、本公開買付けを通じた対象者株式の非公開化等に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、2025 年 11 月 21 日に対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。公開買付者は、本取引について本格的な検討体制を構築するため、2025 年 11 月中旬に、公開買付者及び対象者(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、同じく公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任しました。

その後、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを 2025 年 12 月上旬から 2026 年 1 月中旬まで実施するとともに、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本取引実行後の経営体制・事業運営方針を含む提案の諸条件や対象者の企業価値向上に資する施策について検討を重ねてまいりました。かかる検討の結果、公開買付者は、本取引により以下の施策を実行することで公開買付関連当事者における双方の企業価値向上に資することが期待できるとの考えに至りました。

(i) 公開買付者グループの資本基盤・ブランド

公開買付者は、対象者株式の非公開化により、対象者において、上場会社として株式市場での資金調達ができなくなるデメリットはあるものの、公開買付者グループの一員となることで、グループベースでの資金調達支援を通じて、より積極的な投資の実行や受注のために資金が必要となる大型工事への更なる応札も可能となることで、そのデメリットを上回るポテンシャルを確保することになると考えております。また、業界でも屈指と考えております鋼・P C 専門メーカーが融合した総合橋梁エンジニアリング企業集団が誕生することとなり、かかるブランド力は受注競争や製品販売において大きなアドバンテージになるものと考えております。公開買付関連当事者にとって、より大きなグループ企業への成長

により、従業員の帰属意識の高まりやエンゲージメントの向上にもプラスの効果を発揮すると考えております。

(ii) 成長投資枠の増強及び事業戦略

公開買付者は、対象者において、対象者が公開買付者グループに参画することで、東京証券取引所が定める上場維持基準にとらわれることなく、短期的に収益を悪化させる懸念からこれまで実行に至らなかった、中長期的な大規模な成長投資を実施することが可能になるものと考えております。具体的には、対象者において、建設DX（注 11）に資するデジタル基盤（生成AI（注 12）、IoT（注 13）、クラウド（注 14））の全社導入など、DX投資は遅れているとの認識を持っているとのことであり、建築事業の拡大に向けた人的資本投資（設計・営業・工事人員の増強・教育）や、建設DXに資するデジタル基盤（生成AI、IoT、クラウド）への投資が機動的にかつ迅速に実施できるものと考えております。

（注 11）「DX」とは、Digital Transformation の略であり、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを意味します。

（注 12）「生成AI」とは、テキストや画像、音声等の新たなコンテンツを自動で生成する人工知能技術を意味します。

（注 13）「IoT」とは、Internet of Things の略であり、インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術であって、当該情報の活用による付加価値の創出によって、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらす、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものを意味します。

（注 14）「クラウド」とは、ソフトウェアの機能やハードウェアをネットワークを通じて利用することを意味します。

(iii) 営業情報の共有及び機材の共通利用や集中調達

公開買付者は、橋梁事業については、公開買付関連当事者の保有する営業情報（総合評価落札方式（注 15）における技術提案に関する情報）を共有することにより、PC上部工事（注 16）・鋼上部工事における受注確率の向上、機材の共通利用や集中調達によるコスト縮減ができるものと考えております。加えて、現場配置技術者や協力事業者網を共有することで、現場配置技術者や協力事業者の数が増え、派遣できる現場が増えることに伴う応札可能物件数の増加等を通じて、公開買付関連当事者における売上・利益における高いシナジー効果を発揮できるものと考えております。特に保全事業については、鋼とPCという両者の得意分野を相互補完した応札体制を構築することにより、大手ゼネコン等の競合企業と対抗しうる、総合的な競争優位性を確保することが可能であると考えております。

（注 15）「総合評価落札方式」とは、公共工事において入札価格以外の要素（技術力、実績、社会貢献度など）を総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定する方式のことです。

（注 16）「上部工事」とは、特に橋梁や高架構造、建物等の構造物において、荷重を直接受けて使用機能を果たす上部構造を製作・架設する工事のことです。

(iv) 技術開発及び知的資本

公開買付者は、対象者がコンクリートに関する高い技術力を背景に、K-LIP工法やマイクロパイプ工法等の独自で競争力のある工法・製品を開発・実用化していると考えております。一方で、公開買付者においては取替用プレキャスト合成床版（注 17）、NYラピッドブリッジ（注 18）、5面鋼殻セグメント（注 19）等の工法・製品開発を重要プロジェクトとして推進している状況にあるところ、これらは鋼とコンクリートの複合構造であり、コンクリート製造のノウハウが極めて重要であるものと考えております。これら相互の技術開発力を融合することで、当該分野において、より競争力のある工法・製品の開発を実現することが可能となり、また、橋梁のみならず、その他の新規事業領域においても、鋼・コンクリート複合構造の研究開発を促進し、技術競争力を高めることができるものと考えております。また、公開買付者は、鋼橋専門メーカーとしての研究開発設備・人員を有しており、対象者とのリ

ソース共通化によるコスト縮減、公開買付者による対象者の研究開発への資金提供による投資余力の増強、グループリソースの最適配分等の施策により競争力のある研究開発を加速させることが可能になるものと考えております。加えて、対象者は、コンクリート関連の特許技術を多数有しており、公開買付者においても鋼構造や複合構造に関する特許技術を有しておりますが、これらを相互利用することにより、応札における技術提案力の向上や応札原価の低減に繋がり、これらの組み合わせによる新規アイデアの創出も期待されます。デジタル関連（建設DX）について、公開買付者においては、現在デジタル戦略室を設置し、グループ全体でのデジタル人材育成や、生成AIプラットフォームの全社員への導入等、デジタルインフラの整備を進めており、これらのノウハウを対象者と共有することで、対象者事業の効率化・最適化にも資すると考えております。

（注 17）「取替用プレキャスト合成床版」とは、鋼板と床版コンクリートをずれ止めで一体化させた合成構造である橋梁の床版（合成床版）のうち、床版取替工事の現場工期短縮を目的として、あらかじめ工場でコンクリートが打設されている（プレキャスト化された）製品のことで、

（注 18）「NYラピッドブリッジ」とは、鋼桁と底鋼板と床版コンクリートを工場で一体化した「軽量プレキャスト床版パネル」を現地で架設することで施工日数を短縮できる、新形式のプレキャスト合成床版鋼桁橋であり、日鉄エンジニアリング株式会社と横河NSエンジニアリングの共同開発製品のことで、

（注 19）「5面鋼殻セグメント」とは、トンネル工事で使われる覆工部材（セグメント）であり、5つの面が鋼板（鋼殻）で覆われその内部に鉄筋とコンクリート充填され一体化した合成構造で、高い止水性と強度をもつセグメント製品のことで、

公開買付者は、2025年12月10日に対象者及び本特別委員会（下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）から本取引の背景・目的、本取引後の経営方針に関する質問を受領したため、2025年12月22日に対象者及び本特別委員会に対して回答を行っております。また並行して、2026年1月14日以降、対象者との間で、本公開買付価格及び本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）について以下のとおり協議・検討を続けてまいりました。

（ア）公開買付者は、2026年1月14日に、対象者に対して、本公開買付価格については420円（提案日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値358円に対して17.32%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを加えた金額）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格として提示した420円と対象者株式1株当たりの行使価額（1円）との差額（419円）に本新株予約権の目的となる対象者株式数（200株）を乗じた金額である83,800円とする旨の初回提案を行いました。

（イ）上記（ア）の提案を受けて、対象者は、2026年1月16日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、本特別委員会の意見も踏まえ検討した結果、
（i）過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアム水準に照らして、十分な水準にあると評価できないこと、また、（ii）対象者が作成した2026年3月期（2025年12月以降）から2031年3月期までの6期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を基に合理的な前提を置いてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により評価される対象者理論株価に照らして、十分な価格であると評価できないことを総合的に勘案し、当該価格では対象者として賛同表明及び応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再考を要請する旨の回答を行いました。

（ウ）上記（イ）の回答を受けて、公開買付者は再検討を実施し、2026年1月20日に、対象者に対して、本公開買付価格については460円（提案日の前営業日である2026年1月19日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値362円に対して27.07%のプレミアムを加えた金額）とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格として提示した460円と対象者株式1株当たりの行使価額（1円）との差額（459円）に本新株予約権の目的となる対象者株式数（200株）を乗じた金額である91,800円とする旨の第2回提案を行いました。

- (エ) 上記(ウ)の提案を受けて、対象者は、2026年1月21日に、公開買付者に対して、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、(i)過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアム水準に照らして、十分な水準にあると評価できないこと、(ii)本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価に照らして、十分な価格であると評価できないこと、(iii)対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を総合的に勘案し、当該価格では対象者として賛同表明及び応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再考を要請する旨の回答を行いました。
- (オ) 上記(エ)の回答を受けて、公開買付者は再検討を実施し、2026年1月23日に、対象者に対して、本公開買付価格については480円(提案日の前営業日である2026年1月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値359円に対して33.70%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格として提示した480円と対象者株式1株当たりの行使価額(1円)との差額(479円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(200株)を乗じた金額である95,800円とする旨の第3回提案を行いました。
- (カ) 上記(オ)の提案を受けて、対象者は、2026年1月26日に、公開買付者に対して、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、(i)過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアム水準に照らして、十分な水準にあると評価できないこと、また、(ii)本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価に照らして、十分な価格であると評価できないこと、(iii)対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を総合的に勘案し、当該価格では対象者として賛同表明及び応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再考を要請する旨の回答を行いました。
- (キ) 上記(カ)の回答を受けて、公開買付者は再検討を実施し、2026年1月27日に、対象者に対して、本公開買付価格については490円(提案日の前営業日である2026年1月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値354円に対して38.42%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格として提示した490円と対象者株式1株当たりの行使価額(1円)との差額(489円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(200株)を乗じた金額である97,800円とする旨の第4回提案を行いました。
- (ク) 上記(キ)の提案後、公開買付者及び対象者は、2026年1月29日に面談を実施し、対象者は、2026年1月30日に、公開買付者に対して、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、(i)過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアム水準に照らして、十分な水準にあると評価できないこと、また、(ii)本事業計画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価に照らして、十分な価格であると評価できないこと、(iii)対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を総合的に勘案し、当該価格では対象者として賛同表明及び応募推奨意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再考を要請する旨の回答を行いました。
- (ケ) 上記(ク)の回答を受けて、公開買付者は再検討を実施し、2026年1月30日に、対象者に対して、本公開買付価格については530円(提案日の前営業日である2026年1月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値350円に対して51.43%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格として提示した530円と対象者株式1株当たりの行使価額(1円)との差額(529円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(200株)を乗じた金額である105,800円とする旨の最終提案を行いました。
- (コ) 上記(ケ)の最終提案を受けて、公開買付者及び対象者は、2026年2月2日に面談を実施し、対象者が公開買付者に対し最終提案における本公開買付価格の背景について説明を求めたため、公開買付者は、最終提案における本公開買付価格が、2026年1月29日に実施された面談において、対象者より、第4回提案の本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計

画を基に合理的な前提を置いてDCF法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、また、対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨の回答を受けたことを踏まえ、公開買付者で再考の上、改めて提案を行ったものとの説明を行いました。

- (サ) その後、対象者及び本特別委員会は、最終提案及び当該面談で確認した公開買付者の見解を踏まえ検討した結果、2026年2月3日付で、公開買付者に対して、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨を連絡しました。

また、公開買付者は、藤田氏との間で藤田氏が所有する対象者株式及び本新株予約権について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結することを想定していましたが、藤田氏が2025年12月13日に逝去したことから、藤田氏親族との交渉・協議を控えていました。その後、公開買付者は、2026年1月21日に、藤田氏の法定相続人の代理人弁護士より、藤田氏の法定相続人が確定した旨の連絡を受けて、2026年1月28日に、藤田氏の法定相続人の代理人弁護士、藤田浩子氏及び藤田絢子氏との間で面談し、本取引の意義・経緯を説明した上で、本応募合意の打診をするとともに、本応募合意に向けた協議を開始しました。そして、公開買付者は、藤田絢子氏を通じて、藤田氏の法定相続人（藤田浩子氏、藤田絢子氏、藤田有紀子氏、阿戸翔子氏及び藤田萌子氏）、その他の藤田氏の親族（藤田恵子氏、藤田浩正氏、藤田麻友子氏及び遠藤祐子氏）及び藤田絢子氏が代表取締役であるトウショウアセットマネジメントと協議を行い、2026年2月4日に本応募合意を行うに至りました。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2026年2月4日付の取締役会決議において、本取引の一環として本公開買付けを実施すること、及び本応募合意株主と本応募合意を行うことを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(イ) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者及び建設業界を取り巻く事業環境が大きく変化する中、「Br. VISION 2030」の実現及び対象者の持続的な成長を実現するためには、外部の経営資源を活用し、事業基盤を強化することが不可欠であるとの認識を有していたとのことです。その背景として、事業規模の拡大及び競争力の強化を目的として、企業価値向上に資するパートナー企業との協業の可能性を設立時より経営戦略の一つの選択肢として模索を続けていたとのことです。対象者の財務状況や事業シナジー、経営統合リスク等の観点から最終的に実行には至らなかった経緯があったとのことです。こうした状況の中、2025年10月3日に、公開買付者と対象者の経営陣が面談を実施する機会を得たとのことです。この面談において、公開買付者より対象者とのアライアンスに関する前向きな意向が示され、以降、両社間で協議を重ねてきたとのことです。

その後、対象者は、2025年11月14日に、公開買付者から、本意向表明書を受領し、2025年11月21日開催の対象者取締役会において、対象者の中長期的な企業価値向上の観点から、本意向表明書の内容につき真摯な検討を行うことを決定したとのことです。また、対象者は、本取引に向けた検討を本格化させるため、2025年11月21日に公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、同じく公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、それぞれ選任したとのことです。

また、対象者は、本取引の検討を進めるに際して、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）や支配株主との取引等には該当しないものの、対象者の取締役会の過半数が社外取締役ではないこと、また、本取引においてキャッシュアウトによる対象者株式の非公開化が予定されており、取引条件の適正さが株主利益にとって特に重要になることを踏まえて、上場会社である対象者における本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立すること等を目的に、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び

利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年11月21日開催の対象者取締役会により、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した、いずれも対象者の独立社外取締役である佐上芳春氏（対象者独立社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイ・エム・エス社外取締役（監査等委員））、三浦房紀氏（対象者独立社外取締役（監査等委員））、山口大学名誉教授、インドネシア国立大学ウダヤナ大学客員教授、有限会社山口ティー・エル・オー代表取締役、山口大学大学研究推進機構教授（特命）、アジア防災センターセンター長）及び野曾原悦子氏（対象者独立社外取締役（監査等委員）、広島総合法律会計事務所弁護士、広島県収用委員会会長、広島高速道路公社理事（非常勤））によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置したとのことです。なお、本特別委員会の委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。また、対象者は、上記2025年11月21日開催の対象者取締役会において、本特別委員会の設置にあたり、（a）本取引の取引条件等に関する対象者による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限、（b）特別委員会が必要と認める場合、対象者の費用負担において、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し助言を求める権限、（c）対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、（d）対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーに専門的助言を求める権限、（e）対象者の役職員から、本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限（特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を含む。）を付与することを決議したとのことです。なお、対象者取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、とりわけ本特別委員会が本取引の目的が合理的でない又は取引条件が妥当でないと判断した場合は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいうとのことです。

また、本特別委員会は、2025年12月5日に開催された第1回の本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券について、並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認したとのことです。

なお、対象者の取締役全9名（藤田氏を含みます。）のうち、藤田氏は、公開買付者より、藤田氏との間で藤田氏が所有する対象者株式及び本新株予約権について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結する意向が示されていたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、藤田氏が2025年12月15日に対象者の取締役を退任するまでの間、上記の取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

（ii）検討・交渉の経緯

対象者は、上記の検討体制を整備した上で、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び野村證券の助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2026年1月14日、公開買付者より、本公開買付価格を420円（提案日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値358円に対して17.32%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を対象者株式1株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額（1円）を控除した金額に、新株予約権1個当たりの対象者株式数

(200株) を乗じた 83,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案書 (以下「第 1 回提案」といいます。) を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、第 1 回提案を受けて、公開買付者に対し、2026 年 1 月 16 日付で、第 1 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないことから、対象者の少数株主の利益が十分に配慮された水準であるとは考えられないとして、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026 年 1 月 20 日に、公開買付者より、本公開買付価格を 460 円 (提案日の前営業日である 2026 年 1 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 362 円に対して 27.07% のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を対象者株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの対象者株式数 (200 株) を乗じた 91,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「第 2 回提案」といいます。) を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、第 2 回提案を受けて、2026 年 1 月 21 日付で、公開買付者に対し、第 2 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答し、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026 年 1 月 23 日に、公開買付者より、本公開買付価格を 480 円 (提案日の前営業日である 2026 年 1 月 22 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 359 円に対して 33.70% のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を対象者株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの対象者株式数 (200 株) を乗じた 95,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「第 3 回提案」といいます。) を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、第 3 回提案を受けて、2026 年 1 月 26 日付で、公開買付者に対し、第 3 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答し、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026 年 1 月 27 日に、公開買付者より、本公開買付価格を 490 円 (提案日の前営業日である 2026 年 1 月 26 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 354 円に対し 38.42% のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を対象者株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの対象者株式数 (200 株) を乗じた 97,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「第 4 回提案」といいます。) を受領したとのことです。対象者は、第 4 回提案を受けて、2026 年 1 月 29 日に公開買付者との面談を実施し、第 4 回提案における本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、さらに、対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨を回答したとのことです。また、対象者及び本特別委員会は、当該面談を踏まえて、2026 年 1 月 30 日付で、公開買付者に対し、本公開買付価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026 年 1 月 30 日に、公開買付者より、本公開買付価格を 530 円 (提案日の前営業日である 2026 年 1 月 29 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 350 円に対し 51.43% のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を対象者株式 1 株当たり買付価格から、新株予約権の行使価額 (1 円) を控除した金額に、新株予約権 1 個当たりの対象者株式数 (200 株) を乗じた 105,800 円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案 (以下「最終提案」といいます。) を受領したとのことです。

対象者は、最終提案を受けて、2026 年 2 月 2 日に公開買付者と面談を実施し、最終提案における本公開買付価格の背景について説明を求めたところ、公開買付者からは、2026 年 1 月 29 日に実施された面談において、対象者が、第 4 回提案の本公開買付価格は、過去の同種の完全子会社化事例における一般的なプレミアムの水準に照らして十分な水準にあると評価できないこと、また、本事業計画を基に合理的な前提を置いて DCF 法により評価される対象者理論株価に照らして十分な価格であると評価できないこと、また、対象者の少数株主のこれまでの対象者に対する中長期的な成長可能性の期待を勘案すると、依然として少数株主の利益に十分に配慮したものとは言えないと考えている旨の回答を行ったことを踏まえ、公開買付者で再考の上、改めて提案を行ったものとの説明を受けたとのことです。

その後、最終提案及び当該面談で確認した公開買付者の見解を踏まえ検討した結果、対象者及び本特別委員会は、2026 年 2 月 3 日付で、公開買付者に対して、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨を連絡したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から、2026 年 2 月 4 日付で、答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けているとのこと（本答申書の概要については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 判断内容」をご参照ください。）。その上で、対象者は、2026 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに 2026 年 2 月 3 日付で野村證券から提出を受けた対象者株式の価値算定結果に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当・公正なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのこと。その結果、以下のようなシナジーを見込むことができることから、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者株式の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのこと。

本公開買付けが成立し、本取引が実行される場合には、対象者は公開買付者の子会社となることで、公開買付者グループが持つ様々なリソースを最大限に活用することが可能となり、以下の観点から、対象者の企業価値の向上に資するものと考えているとのこと。

（i）公開買付者グループの資本基盤・ブランド活用による事業領域拡大

対象者が公開買付者グループの一員となることで、公開買付者グループの資本基盤やブランド力の活用が可能となり、対象者が新規事業の柱として位置づけている建築事業において、公開買付者グループが施工する案件に対象者製品の活用が期待されるとのこと。また、床版取替工事を中心とした大規模更新・大規模修繕分野で公開買付者グループが保有する鋼橋に関する知見の活用により競争優位性強化を通じ、収益性向上が期待されるとのこと。さらに、公開買付者グループとの連携によって「鋼と PC の複合構造」の実現が可能となり、ハイブリッドケーソン（注 2）・浮桟橋などの海洋構造物、鉄骨鉄筋コンクリート造、複合構造橋梁などといった新たな市場への展開も可能となり、長期的な事業領域の拡大につながるものと考えているとのこと。

（注 2）「ハイブリッドケーソン」とは、鋼とコンクリートを含んだ複合構造物のことで、防波堤や岸壁の基礎及び地下構造物の基礎等に用いられます。

（ii）製造資本の共有による供給体制の構築

公開買付者グループは北海道・関東・近畿に 8 工場、対象者は東北・静岡・広島・島根・大分に 5 工場を保有しており、両社が連携することで、全国をカバーする供給体制の構築が可能となるとのこと。これにより、輸送コストの低減や生産効率の向上が実現し、公開買付関連当事

者における売上・利益向上のシナジー効果も期待されるところです。さらに、鋼部材やP C製品の内製化により価格交渉リスクの低減が可能となるほか、既存工場に「鋼とP Cの複合製品」を追加することで、軽量化や長寿命化などの付加価値の創出ないしはコスト縮減によって、プレキャスト市場における競争力を拡大することができるものと見込んでいるとのことです。

(iii) 製造販売機能の活用による販路拡大

公開買付者グループとの製造資本の連携による全国供給体制の構築に加え、公開買付者グループが保有する販売・施工代理店ネットワークを活用することで、対象者製品の販路が飛躍的に拡大することが見込まれるとのことです。これにより、鋼とP Cの幅広い製品・サービスを組み合わせた提案型営業が可能となり、顧客への提供価値が向上することで、対象者の製品販売事業の成長が大きく加速するものと考えているとのことです。

(iv) 技術開発・知的資本の融合

公開買付者グループは橋梁事業で培った高度な技術力を基盤に、エンジニアリング事業やシステム建築事業を展開しており、技術を事業化する実績を有しているとのことです。本取引により、「鋼とP Cの複合構造」に関する共同研究開発を進めることで、市場における差別化要素を創出し、競争優位性の確立が期待できるとのことです。この点は、対象者が中期的な成長領域として掲げる建築事業の高度化にも寄与するものであり、技術戦略の観点からも高い親和性があると考えているとのことです。

また、公開買付者グループは鋼構造・複合構造に関する180件超の特許を有しており、対象者もコンクリート関連の特許技術を有しており、これらの知的財産を相互活用することで、競争力のある工法・製品の開発や新たな市場への参入の加速が可能となるとのことです。加えて、公開買付者グループの総合技術研究所を活用した共同研究開発により、双方の技術力や知的資本を融合され、革新的な技術・製品の創出につながるとともに、対象者単独では実現困難な研究開発体制を構築できるものと考えているとのことです。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施できなくなることや、知名度や社会的信用力の向上といった上場会社として享受してきたメリットの喪失に伴い、従業員や取引先との関係、ブランド力へ影響を及ぼすこと等が挙げられるとのことです。しかしながら、対象者は、当面の間、市場を通じたエクイティ・ファイナンスを実施する予定はなく、対象者が公開買付者グループの一員となることで、強固な財務基盤の活用及びグループとしての信用力が向上することから、金融機関からの借入によって資金を確保することが可能であると考えているとのことです。さらに、従業員や取引先との関係、ブランド力への影響についても、公開買付者グループ及び対象者グループは既に業界内において一定の知名度を確立しており、業界内における対象者の社会的信用力や知名度は公開買付者グループに入ることで、むしろ高まることも想定されることから、対象者株式の非公開化による従業員や取引先との関係、ブランド力への影響は限定的であり、対象者株式の非公開化によるデメリットは限定的であると考えているとのことです。また、対象者の既存株主との間で資本関係が消失することや公開買付者グループに含まれることによるディスシナジーやデメリットは特段生じないと考えているとのことです。

また、対象者は以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり530円は、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、対象者が公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(b) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反

を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書において、妥当であると認められると判断されていること。

- (c) 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載の野村證券による対象者株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価平均法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回っており、また類似会社比較法による算定結果のレンジの中央値を上回っていることとともに、DCF法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の水準であると認められること。
- (d) 本公開買付価格である1株当たり530円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の354円に対して49.72%、同日までの過去1ヶ月間(2026年1月5日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値356円(円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して48.88%、同日までの過去3ヶ月間(2025年11月4日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値341円に対して55.43%、同日までの過去6ヶ月間(2025年8月4日から2026年2月3日まで)の終値単純平均値342円に対して54.97%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること。当該プレミアムは、類似事例(注3)におけるプレミアム水準(公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値(47.14%)、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(51.87%)、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(51.08%)及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(54.10%))との比較において、過去1ヶ月間の終値単純平均値については、類似事例の直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回る数字ではあるものの、公表日の前営業日、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各参照期間の類似事例のプレミアムの中央値を上回っており、類似事例の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と考えられること。

(注3) 直近のプレミアムの傾向を参照する観点から2023年1月1日以降に公表され、2026年2月3日までに決済の開始日が到来している国内上場会社(投資法人を除きます。)の非公開化を目的とした公開買付け事例(上限が付されておらず、対象者の完全子会社化を企図した事例のうち、2026年2月3日までに買付者の特別関係者を含む議決権比率が20%未満の事例(ただし、公表日において対象者が公開買付けに対する賛同表明を決議していない事例、MBOに該当する事例、二段階公開買付けの事例、対抗提案があった事例、公表日前営業日・直近1ヶ月間平均・直近3ヶ月間平均・直近6ヶ月間平均の全期間でプレミアムがマイナスとなっている事例を除きます。))をいうとのことです。

同様に、本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されているものであるため、本公開買付けは、対象者の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者グループの企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年2月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーの創出を着実に実行していく予定です。本公開買付けの成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、公開買付者グループ及び対象者のガバナンス体制を踏まえて決定することを想定しており、本取引の完了後に、対象者との協議の上で、対象者の事業の特性や強みを十分に生かして、両社の更なる企業価値向上を実現するために経営体制や事業運営の枠組みを構築していくことを検討しておりますが、本日現在で決定した事項はございません。

なお、公開買付者は、本取引後も、対象者の既存の従業員の雇用及び処遇等は基本的に現状維持を想定しております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当いたしません。

もっとも、本公開買付けが対象者を完全子会社化することを目的とする本取引の一環として実施されることを踏まえ、公開買付関連当事者は、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定に慎重を期し、本公開買付けを含む本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、公開買付関連当事者において本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられていることを踏まえ、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

公開買付者がみずほ証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年2月3日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得しているとのことです。

また、野村證券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、本「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため

の措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

なお、本取引に係る野村證券の報酬は、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断し、上記報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定したとのことです。

（ii）算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して対象者株式価値の算定を行い、対象者は、2026年2月3日付で野村證券より本株式価値算定書（野村証券）を取得したとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 341 円～356 円
類似会社比較法	: 68 円 ～475 円
DCF法	: 383 円～696 円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 2 月 3 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 354 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 352 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 356 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 341 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 342 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 341 円から 356 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 68 円から 475 円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した本事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が 2026 年 3 月期第 3 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 383 円から 696 円までと算定しているとのことです。

また、野村証券がDCF法で算定の前提とした対象者財務予測には、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 3 月期においては、特別利益として 2026 年 2 月 4 日に公表した固定資産の譲渡による大幅な増益（親会社株主に帰属する当期純利益において、対前年比約 99%の増加）及びフリー・キャッシュ・フローの増加（黒字化）を見込んでいるとのことです。また、2028 年 3 月期においては、工事受注額の増加を主因に大幅な増益（営業利益において、対前年比約 32%の増加、及び親会社株主に帰属する当期純利益において、対前年比約 36%の増加）及びフリー・キャッシュ・フローの減少（赤字化）を見込んでおり、同様に、2031 年 3 月期においては、工事受注額の増加を主因に大幅なフリー・キャッシュ・フローの減少（対前年比約 34%の減少）を見込んでいるとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておらず、これを算定の基礎とした野村証券による算定にも盛り込まれていないとのことです。本事業計画については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について対象者との間で質疑応答を行い、対象者の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しているとのことです。また、藤田氏は、本事業計画の作成に一切関与していないとのことです。

(注) 野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。加えて対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含むとのことです。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っていないとのことです。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2026 年 2 月 3 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされているとのことですが、対象者は、2026 年 2 月 4 日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程及び方法その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2025 年 12 月 5 日に開催された第 1 回の特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

④ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する対象者取締役の意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025 年 11 月 14 日に、公開買付者より本意向表明書を受領して以降、本取引に関する検討（対象者株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、公開買付者からの独立性が認められる対象者の役職員 6 名（うち取締役 4 名（山根隆志氏、石井一生氏、末竹一春氏、ト部穰氏））のみで構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、当該プロジェクトチームには藤田氏は含まれていないとのことです。

なお、対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、2025 年 12 月 5 日に開催された第 1 回の特別委員会において、確認を行っているとのことです。

⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2025年11月21日開催の対象者取締役会において、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した、いずれも対象者の独立社外取締役である佐上芳春氏（対象者独立社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイ・エム・エス社外取締役（監査等委員））、三浦房紀氏（対象者独立社外取締役（監査等委員））、インドネシア国立大学ウダヤナ大学客員教授、有限会社山口ティー・エル・オー代表取締役、山口大学名誉教授、アジア防災センターセンター長）及び野曽原悦子氏（対象者独立社外取締役（監査等委員）、広島総合法律会計事務所弁護士、広島県収用委員会会長、広島高速道路公社理事（非常勤））によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。委員による互選の結果、佐上芳春氏が本特別委員会の委員長に選任されているとのことです。また、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず、固定額の報酬とされており、本取引の成否等を条件に支払われる成功報酬は採用していないとのことです。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会に対して、(ア) 本取引の目的は合理的か（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(イ) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、(ウ) 本取引に係る手続の公正性は確保されているか、(エ) 上記(ア)から(ウ)を踏まえ、対象者取締役会による本取引を行うことについての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか、(オ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会に対して、(a) 本取引の取引条件等に関する対象者による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限、(b) 特別委員会が必要と認める場合、対象者の費用負担において、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し助言を求める権限、(c) 対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(d) 対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーに専門的助言を求める権限、(e) 対象者の役職員から、本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限（特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を含む。）を付与することを決議したとのことです。なお、対象者取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、とりわけ本特別委員会が本取引の目的が合理的でない又は取引条件が妥当でないと判断した場合は、本取引の実施を承認しないことを決議しているとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年12月5日より2026年2月3日までの間に合計12回、合計約15時間にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討が行われたほか、各会合間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議・検討が行われたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、公開買付関連当事者のいずれの関連当事者にも該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その

選任を承認し、また、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。併せて、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

加えて、本特別委員会は、公開買付者に対し、本取引の検討に至った経緯、意義・目的、本取引のストラクチャー・条件、実施時期・方法、本取引後の経営体制・経営方針・従業員の処遇等について質問事項を提示し、公開買付者よりその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施したとのことです。さらに、対象者の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を求め、取引の検討に至った経緯、意義・目的、本取引のストラクチャー・条件、実施時期・方法、本取引後の経営体制・経営方針・従業員の処遇等について質問事項を提示し、対象者よりその回答を受領した上で、インタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から本事業計画の説明を受け、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性について確認を行い、その上で対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から、対象者株式の価値算定に係る算定手法及び結果に関する説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しているとのことです。また、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、対象者における本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての法的留意点に関して説明を受け、検討を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、公開買付者との交渉について、随時、対象者及び野村證券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、本公開買付けの条件や対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べることにより、本公開買付価格を含む本取引に関する取引条件に関する交渉過程等の重要な局面において実質的に関与しているとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた助言の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2026年2月3日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で大要以下の内容の答申書を提出しているとのことです。

(a) 本取引の目的は合理的か（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は合理的と認められる。

- 対象者から説明を受けた、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容の対象者による事業環境及び経営課題の認識については、矛盾した点や明らかに客観的事実に反している点はない。したがって、上記事業環境及び経営課題に寄与する方策（M&Aを含むがこれに限られない。）を講じることは、個別に当該方策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、一般論としては対象者の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。
- 公開買付者としては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により、①公開買付者グループの資本基盤・ブランド力の利用、②公開買付者グループに参画することによる、中長期的かつ大規模な成長投資の実施、③営業情報の共有及び機材の共通利用や集中調達によるコスト縮減や総合的な競争優位性を確保、④技術開発力及び知的資本の相互利用等のシナジーが実現できると考えている。
- 他方、対象者としても、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、①公開買付者グループの資本基盤・ブランド活用による事業領域の拡大、②製造資本の共有による供給体制の構築に伴う売上・利益の向上、③製造販売機能の活用による販路拡大に伴う対象者の製品販売事業の成長、④技術開発・知的資本の融合による競争優位性の確保及び研究開発体制の構築等のシナジーが実現できると

考えている。

- ・ 公開買付者は、対象者の上場維持を前提とするか、完全子会社化を前提とするかについても慎重に検討したが、上場を維持した取引とした場合、親子上場の状態となることが想定されるが、親子上場の状態は、公開買付者の連結利益と対象者の少数株主の利益との間で常に潜在的な利益相反を生じさせると考えている。また、公開買付者は、特に、シナジー実現に向けたグループ内取引や事業再編時において、少数株主の利益保護のための高いガバナンス上の制約が生じ、当該制約が迅速な意思決定を阻害し、シナジーの早期実現を達成できなくなると考えている。加えて、公開買付者は、親子上場の状態とすることで、上場維持に要するコストが二重に発生し、非上場化により享受できる恒久的なコスト削減効果（IR・上場維持関連費用の削減）を享受することができず、企業価値向上の機会を逸失してしまうと考えている。公開買付者は、本取引によって、対象者を完全子会社化することで、上記のような上場企業としての独立した株主に対する説明責任やガバナンス上の制約が解消されることに加え、グループ内における顧客、技術情報等の機密情報の共有や、統合施策の実施が迅速かつ制約なく可能となるほか、グループの経営資源を相互に迅速かつ柔軟に投入することが可能になり、対象者の経営課題の解消と企業価値向上を強力に推進できると考えている。また、公開買付者によれば、株式対価の組織再編行為としては株式交換が考えられるが、本取引の確実性及び対象者の企業価値向上という観点から、現金対価が望ましいと考えている。
- ・ 他方、本取引による対象者におけるデメリットとして、対象者の事業について、①本取引後における株式譲渡や会社分割、事業譲渡等によるカーブアウト、又は、子会社の解散、事業の廃止等の有無、②本取引後の人員削減の有無・既存従業員への悪影響（インセンティブ報酬の導入を含む。）、③本取引に伴う資金調達及び人材採用への悪影響の有無、④コンプライアンス・ガバナンス体制に対する悪影響の有無及び⑤本取引後の取引先との関係性への悪影響の有無が問題となる。もっとも、①については、本取引後、公開買付者は、対象者グループに関して組織再編（グループの一部事業の譲渡・売却等を含む。）や重要な財産の処分又は譲受け、及び対象者にて現在営んでいる事業の一部において撤退することを行う予定はない。また、②については、本取引後、公開買付者は、対象者グループについて人員整理を検討する予定はなく、また、大規模な人事異動や従業員の処遇に関する不利益変更についても現状想定していない。本取引によるシナジーを早期に発揮するため、ジョブローテーションに伴う必要最小限の配置転換や、連携強化を目的とした役職員の出向・異動が発生する可能性は存在するものの、公開買付者は、対象者の従業員にとって不利益とならないよう、対象者の現行の人事制度を最大限維持したうえで、グループ間の人事制度との擦り合わせについて、本取引の終了後速やかに協議を進めると考えている。③については、公開買付者グループは金融機関との間で良好な信頼関係を築いており、公開買付者グループ全体として資金調達の懸念はないため、大きな悪影響を及ぼすことはなく、また、業界及び地域における公開買付者の認知度はほぼ確保されているため、採用活動への影響は限定的である。④についても、対象者株式の非公開化後、対象者において一般株主の目線が無くなることで、ガバナンス意識が低下する懸念が一般的にはあるものの、公開買付者は引き続き上場予定であり、本取引後も適切なガバナンス・コンプライアンス体制が維持されるよう取り組む予定である。⑤については、公開買付者と対象者の事業領域及び製品には競合部分は少なく、本取引による特段のデメリットはない。
- ・ 以上の事実を前提にすれば、本取引により想定されるシナジーは合理的なものということができ、公開買付者の想定と対象者の想定との間に矛盾・齟齬もなく、本取引の実行は、対象者が認識する経営課題の解決に資することが認められる。また、他の手法によるのではなく、本取引によるべき理由として説明された内容も合理的なものであると認められ、本取引によることも相当であると考えられる。加えて、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられない。したがって、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は合理的と認められる。

（b）本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

- ・ 本取引における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の合意は、対象者と公開買付者との間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであることが推認され、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。
- ・ 具体的には、公開買付者による当初の提示額（1株当たり420円）を出発点として、対象者が、野村證券から取得した暫定的な株式価値算定結果及び本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、野村證券の助言を受けながら公開買付者と交渉を重ねた結果、公開買付者から、4度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出した上、最終的に本公開買付価格（1株当たり530円）での合意に至っている。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初に公開買付者が提示した価格から相応の上積みがされており、対象者として、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。この点については、本新株予約権買付価格についても同様である。
- ・ また、本事業計画は、2026年3月期から2031年3月期までの対象者の財務予測として、本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースで作成されている。本事業計画は、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画に続くものとして対象者が策定に着手しており、本取引に係る真摯な提案といえる2025年11月14日付の本意向表明書の受領前後で策定のプロセスに変更なく、対象者において検討・作成が進められていたものであり、公開買付者又はそれらの関係者がその作成に関与し、又は影響を及ぼした事実は窺われない。また、対象者は、公開買付者との交渉において、本事業計画について公開買付者に対して一定の説明を行っているが、公開買付者の指示により、又はその意を汲んで、策定又は修正が行われたという事実も窺われない。
- ・ 本特別委員会は、対象者に対し、本特別委員会の開催期日において、本特別委員会に対して本事業計画の根拠等に関する詳細な説明を行うことを要請した。この要請に基づき、第3回及び第4回委員会において、対象者から本特別委員会に対する説明の機会が設けられ、質疑応答が行われたが、その中では、本事業計画の修正を要する事情その他本事業計画の合理性に疑念を差し挟むべき事情は見当たらなかった。以上からすれば、本事業計画については、その策定プロセスに、公開買付者の圧力が介在した事実は認められず、また、その内容において不合理な予測となっている点は認められない。
- ・ また、本公開買付価格の算定方法及び算定根拠については、野村證券が採用した評価手法のうち、市場株価平均法は、本取引の公表日の前営業日を基準日とし、基準日の終値並びに基準日の直近5営業日、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のそれぞれの終値の単純平均値を基に株価を算出している。対象者の株価推移については、特別な要因によると思われる重要な変動は存在せず、特段異常な動きはないことからみても、野村證券の算定における株価評価期間は適切であり、市場株価平均法による価格レンジは十分合理的なものであると判断される。
- ・ 類似会社比較法については、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定している。当該類似上場会社については、野村證券から、対象者の認識及びマーケットからの評価も踏まえて選定されたものであること等について説明を受けており、当該説明に特に不合理な点はなく、対象者の類似上場会社の各マルチプルを基に算出された価格レンジは十分合理的なものであると判断される。
- ・ DCF法については、各算出要素において恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定がなされた場合には、最終的な算定結果が大きく変動する可能性がある。かかる観点から、本ヒアリング等において、野村證券に対してその算定過程についての質問・確認を行ったが、DCF法で採用した各種算出根拠について、特段指摘すべき恣意的な数値の操作や不合理な前提条件の設定は見受けられなかった。
- ・ 以上のとおり、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の選択、並びにそれぞれの算定方法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらず、本特別委員会は、対象者株式の株式価値の検討に当たり、野村證券が作成した本株式価値算定書（野村證券）に依拠することができるものと評価した。そして、本公開買付価格は、(i)市場株価平均法により算定され

た対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、(ii)類似会社比較法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの上限を上回り、かつ、(iii)DCF法により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の水準であると認められることから、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられる。

- また、本公開買付価格のプレミアムについては、類似事例のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値（47.14%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.87%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（51.08%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値（54.10%））との比較において、過去1ヶ月間の終値単純平均値については、類似事例の直近1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を下回る水準ではあるものの、公表日の前営業日、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、各参照期間の類似事例のプレミアムの中央値を上回っており、類似事例の水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められる。
- なお、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられる。
- また、本スクイーズアウト手続としては、株式等売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、対象者の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定される予定とのことである。また、本公開買付けに応募しなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定であることも明らかにされている。

(c) 本取引に係る手続の公正性は確保されているか

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

- 本特別委員会は、対象者より、本「⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり諮問を受けており、①2025年11月14日に公開買付者から本意向表明書を受領した後、同年11月21日に本特別委員会が設置され、2025年12月5日に第1回委員会が開催されており、買収者から買収提案を受けた後、可及的速やかに設置されていること、②本特別委員会の委員は独立社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、各委員について、公開買付者及び本取引の成否から独立していることが確認されていること、③本特別委員会は、本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を与えられており、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保していること、④対象者取締役会から、独自のアドバイザー等を選任し、又は、対象者のアドバイザー等を本特別委員会のアドバイザー等として指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、及び、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求める権限が与えられていること、⑤本特別委員会は、公開買付者に対して質問事項を送付し回答を得るほか、対象者に対しても質問事項を送付し、対象者の経営陣から説明を受け、また情報提供を求める等、検討及び判断に必要な情報を収集していること、⑥本特別委員会の委員の報酬は、一定の固定額となっており、成功報酬は採用していないこと、並びに⑦対象者取締役会は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び、本特別委員会が本公開買付けを含む本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けを含む本取引に賛同しないこととすることを決議している等から、公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
- 対象者によれば、対象者取締役会においては、利害関係を有しない取締役8名（監査等委員で

ある取締役4名を含む。)全員の一致により本公開買付けへの賛同意見表明並びに株主及び本新株予約権者への応募推奨が決議される予定である。なお、対象者の前代表取締役社長であり現在は故人である藤田氏については、公開買付者より、藤田氏との間で藤田氏が所有する対象者株式及び新株予約権について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結する意向が示されていたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、2025年12月15日に対象者の取締役を退任するまでの間、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。以上からすれば、対象者における意思決定プロセスに、公正性に疑義のある点は見当たらない。

- 対象者は、本取引に本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、特別委員会の設置や委員の選定、その他の公正性担保措置に係る助言を受けている。また、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付者及び対象者並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である野村證券から、対象者株式の1株当たりの株式価値に関する資料として本株式価値算定書(野村證券)を取得している。本株式価値算定書(野村證券)においては、上記(b)で詳述したように、複数の算定方法を採用しており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、算定の前提となる本事業計画の作成に当たって、公開買付者及び対象者の役職員による恣意的行動があった事実は認められず、算定に当たって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。なお、対象者はフェアネス・オピニオンの取得はしていないが、M&A指針でもフェアネス・オピニオンの取得は必須とされており、本取引は独立した当事者の間で行われるものであり、典型的に構造的な利益相反の問題が生じる取引ではないこと、他にとられる公正性担保措置を勘案すると、対象者が本株式価値算定書(野村證券)をもとに本取引への賛同及び応募推奨の可否の判断をすることにも、公正性との関係で問題はないと考えられる。
- 公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。また、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」という。)は、法令に定められた最短期間である20営業日より長い、30営業日とされることが予定されている。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しており、対抗的な買付け等を行う機会が確保されているものと認められる。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。したがって、本件では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM&Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていると認められる。
- 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、公開買付者らと利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数を上回るものとなる。すなわち、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の意思を重視したものとなっている。
- 本取引では、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、本株式価値算定書(野村證券)の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等について充実した情報開示がなされる予定となっており、対象者の株主等に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料が提供されるものと認められる。
- 本スクイーズアウト手続では、株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主に対価として交付される金銭が、本公開買付価格に各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定であること、本公開買付けに応募しなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定であること、株式等売渡請求の

場合は対象者の株主及び本新株予約権者に裁判所に対する価格決定申立権が、株式併合の場合は対象者の株主に株式買取請求権及びそれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が、それぞれ確保されていることを踏まえると、強圧性が生じないように配慮がなされていると認められる。

(d) 上記 (a) から (c) までは踏まえ、対象者取締役会による本取引を行うことについての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか

- ・ 本特別委員会としては、上記 (a) 乃至 (c) において検討を要請されている事項が、本 (d) を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、上記 (a) 乃至 (c) について、いずれも問題があるとは認められないことは、上記 (a) 乃至 (c) において述べたとおりである。
- ・ 以上から、本特別委員会は、本取引を行うことの決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものでない認められる旨の意見を答申する。

(e) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

- ・ 本特別委員会としては、上記 (a) 乃至 (d) において、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことが確認されることにより、本 (e) を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、上記 (a) 乃至 (d) について、いずれも問題があるとは認められないことは、上記 (a) 乃至 (d) において述べたとおりである。
- ・ 以上から、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる旨の意見を答申する。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのこと。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026 年 2 月 4 日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役全 8 名のうち、審議及び決議に参加した対象者の利害関係を有しない取締役 8 名（監査等委員である取締役 4 名を含む。）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこと。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付け期間を 30 営業日に設定しております。このように公開買付け期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

また、公開買付け関連当事者は、対象者が対抗的買収提案者と接触を禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を

行っておりません。

このように、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件を満たす下限の設定

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付予定数の下限(29,659,800株、所有割合:65.15%)は、(i) 本応募合意に係る株式(合計7,157,800株、所有割合:15.72%)、並びに(ii) 本基準株式数(45,524,628株)から本応募合意に係る株式(合計7,157,800株、所有割合:15.72%)を控除した株式数(38,366,828株、所有割合:84.28%)の過半数に相当する株式数(19,183,414株、所有割合:42.14%)の合計株式数(26,341,214株、所有割合:57.86%)を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本譲渡制限付株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付関連当事者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)するとともに、本新株予約権者の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。)する予定です。本株式等売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価とし本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からはその所有する対象者株式の全部を、売渡新株予約権者からはその所有する本新株予約権の全部を取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を、また、売渡新株予約権者に対し、売渡新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式等売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式及び本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年5月中旬を予定しております。なお、対象者は、公開買付者から当該要請を受けた場合には、当該要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付関連当事者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付関連当事者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付関連当事者を除きます。）は、対象者に対して、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請する予定です。なお、対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、本公開買付けに係る決済の開始日以降速やかに、これに協力する意向であるとのことです。

なお、本譲渡制限付株式のうち、対象者又は対象者の子会社の取締役が保有するものについては、当該取締役と対象者との間で締結された割当契約書において、（a）譲渡制限期間中に、株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日）（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限りま

す。）には、対象者取締役会決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式のうち上記割当契約書に基づき算出される数について譲渡制限を解除するとされており、（b）上記（a）に規定する場合には、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとさ

れているとのことです。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の（a）の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式併合又は株式売渡請求の対象とし、上記割当契約書の（b）の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。また、公開買付者は、本譲渡制限付株式に関し、今後対象者とも協議の上、本譲渡制限付株式の付与対象者が本来享受すべき経済的利益を実質的に損なわないように配慮する予定であり、その具体的な方法は対象者と協議の上、決定することを想定しております。したがって、付与対象者の皆様に対する経済的な不利益が生じることはないと考えております。

また、本譲渡制限付株式のうち、対象者の社員持株会が保有するものについては、当該社員持株会と対象者との間の割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式併合に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合又は株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日又は会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限ります。）は、対象者の取締役会決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該社員持株会が保有する本譲渡制限付株式のうち、当該社員持株会の指定する事項に同意した会員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の全部について、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するとされ、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日における当該社員持株会の指定する事項に同意した会員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた譲渡制限が解除されない株式の全部について無償取得できるとされています。そのため、本スクイーズアウト手続においては、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除されたものについては、株式売渡請求又は株式併合の対象とし、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除されていないものについては対象者において無償取得する予定です。

上記の①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（ただし、公開買付関連当事者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（５）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に、上記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することとなった場合は、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することができなくなります。

（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本応募合意

公開買付者は、本応募合意株主（藤田氏の法定相続人（藤田浩子氏、藤田絢子氏、藤田有紀子氏、阿戸翔子氏及び藤田萌子氏）、その他の藤田氏の親族（藤田恵子氏、藤田浩正氏、藤田麻友子氏及び遠藤祐子氏）及び藤田絢子氏が代表取締役であるトウショウアセットマネジメント）との間で、2026年2月4日付で本応募合意を行い、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応

募する旨を合意しております。なお、公開買付者は、本応募合意株主との間で本応募合意以外に合意しておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、公開買付者から、本応募合意株主に対して供与される利益は存在しません。また、本応募合意において、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の前提条件は存在しません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ビーアールホールディングス	
② 所 在 地	広島市東区光町二丁目 6 番 31 号	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 山根 隆志	
④ 事 業 内 容	土木・建築等を行う子会社の経営管理等	
⑤ 資 本 金	48 億 1384 万 7000 円	
⑥ 設 立 年 月 日	2002 年 9 月 27 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2025 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11.33%
	トウショウアセットマネジメント株式会社	8.92%
	藤田 公康	3.51%
	ビーアールグループ社員持株会	2.34%
	広成建設株式会社	2.18%
	ビーアールグループ取引先持株会広島支部	2.16%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1.79%
	株式会社三菱UFJ銀行	1.76%
	ビーアールグループ取引先持株会大阪支部	1.61%
	藤田 衛成	1.47%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係		該当事項はありません。
人 的 関 係		該当事項はありません。
取 引 関 係		公開買付者は、床版取替工事において対象者と同じジョイントベンチャーに参画しております。また、公開買付者は、公開買付者が受注した床版取替工事に用いるPC床版を対象者から購入し、また、対象者が受注した橋梁上部工事に用いる鋼材を対象者に対して販売する等の取引関係があります。
関連当事者への該当状況		該当事項はありません。

(注)「⑦ 大株主及び持株比率(2025 年 9 月 30 日現在)」は、対象者半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (i) 2015 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 1 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2015 年 7 月 28 日から 2045 年 7 月 27 日まで)
- (ii) 2016 年 6 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 2 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2016 年 7 月 22 日から 2046 年 7 月 21 日まで)
- (iii) 2017 年 6 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第 3 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を併せて「本

新株予約権」と総称します。) (行使期間は2017年7月25日から2047年7月24日まで)

(3) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2026年2月4日(水曜日)
公開買付開始公告日	2026年2月5日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2026年2月5日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2026年2月5日(木曜日)から2026年3月23日(月曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

④ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金530円

② 新株予約権

(i) 第1回新株予約権1個につき、金105,800円

(ii) 第2回新株予約権1個につき、金105,800円

(iii) 第3回新株予約権1個につき、金105,800円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、公開買付関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して公開買付関連当事者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)は、公開買付関連当事者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施し、また、公開買付者に対して、本公開買付けに関連して銀行融資を行うことを予定しているほか、みずほ証券のグループ企業であるみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)は、公開買付者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことです。みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下「金商業等府令」といいます。)第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。公開買付者は、対象者の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、公開買付者は、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系によりみずほ証券を第三者算定機関として選定しております。

みずほ証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面

的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、みずほ証券から2026年2月3日付で本株式価値算定書(みずほ証券)を取得して参考にしました。なお、公開買付者は、公開買付関連当事者において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書(みずほ証券)において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	: 341 円から 356 円
類似企業比較法	: 171 円から 243 円
DCF法	: 405 円から 679 円

市場株価基準法では、基準日を2026年2月3日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値354円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値356円、同過去3ヶ月間の終値単純平均値341円及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値342円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を341円から356円と算定しております。

類似企業比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を171円から243円と算定しております。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画(2026年3月期から2031年3月期までの6期分)を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が2025年12月上旬から2026年1月中旬まで対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、2026年3月期第3四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を405円から679円と算定しております。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該収益予想には加味されておりません。また、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいる事業年度は含まれております。具体的には、2028年3月期においては、工事受注額の増加を主因に大幅な増益及びフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおり、2029年3月期においては、前年度のフリー・キャッシュ・フロー減少の反動により、フリー・キャッシュ・フローが対前年度比で大幅な増加となることを見込んでおります。

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書(みずほ証券)における対象者の株式価値の算定結果に加え、2025年12月上旬から2026年1月中旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向(本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月3日の対象者株式の終値354円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値356円、同過去3ヶ月間の終値単純平均値341円、及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値342円)、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、2026年2月4日に、本公開買付価格を530円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である530円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年2月3日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値354円に対して49.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値356円に対して48.88%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値341円に対して55.43%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値342円に対して54.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの

正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2026年2月3日までの上記情報を反映したものです。

② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、公開買付者は、2026年2月4日、本公開買付け価格を530円及び本新株予約権買付価格を105,800円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券は、公開買付関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行は、公開買付者及び対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っており、公開買付者に対して、本公開買付けに係る決済に要する資金を貸し付けることを予定しております。また、みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託は、公開買付者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っているとのことですが、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条及び金商法等府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人の地位とは独立した立場で算定を行っているとのことです。

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	45,524,628 (株)	29,659,800 (株)	— (株)
合計	45,524,628 (株)	29,659,800 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(29,659,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(29,659,800株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である本基準株式数45,524,628株を記載しております。

(注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
----------------------------------	----	--------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	455, 246 個	(買付け等後における株券等所有割合 100. 00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	452, 233 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 45, 524, 628（株に係る議決権の数（455, 246 個））を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（45, 524, 628 株）に係る議決権の数（455, 246 個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(8) 買付代金 24, 128 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（45, 524, 628 株）に、本公開買付価格（530 円）を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

② 決済の開始日

2026 年 3 月 30 日（月曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに応募される方（対象者の株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座（復代理人）へお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

下記(10)「その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

下記(10)「その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（29,659,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（29,659,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までには、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までには公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト (<https://www.rakuten-sec.co.jp/>) にログイン後、「国内株式」→「株式公開買付 (TOB)」画面から公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、イン

ターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(11) 公開買付開始公告日

2026年2月5日(木曜日)

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同意見表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年2月4日に、東京証券取引所において対象者第3四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者第3四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

会計期間	2026年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	26,905 百万円
営業利益	1,211 百万円
経常利益	1,100 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	751 百万円

(ii) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	16.66 円
1株当たり純資産額	337.11 円

②「固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上等による通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年2月4日開催の取締役会において、対象者が保有する固定資産を譲渡する方針及び2026年3月期通期連結業績予想を修正することを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

③「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、2025年5月14日に公表した2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

以上